

# 第3回「都市計画基本方針検討」小委員会

## 議 事 録

平成28年11月30日



第3回「都市計画基本方針検討」小委員会 議事録

1. 開催日 平成28年11月30日(水)
2. 開会時間 午後1時00分
3. 閉会時間 午後3時00分
4. 開催場所 アストプラザ 会議室1  
(三重県津市羽所町700番地 アスト津 4階)
5. 議題 「三重県都市計画基本方針(案)」の検討
6. 出席委員氏名 (議席番号は三重県都市計画審議会と同一)  
第1番委員 朝日 幸代  
第2番委員 村山 顕人  
第3番委員 松本 幸正  
第4番委員 柳川 貴子  
第7番委員 井上 かず子

[事務局]

第3回「都市計画基本方針」検討小委員会を開催させていただきます。私、県土整備部都市政策課長の柘屋でございます。今日の進行を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。委員会開催にあたりまして、住まいまちづくり担当次長の渡辺から一言ご挨拶を申し上げます。

[事務局]

皆さま、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は三回目の小委員会ということで、基本方針の案について、本日ご審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。本日のご意見を踏まえまして、これから審議会への中間報告、そして、パブリックコメントと進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

[事務局]

早速でございますけれども、これからの進行につきましては村山委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[村山委員長]

皆さんこんにちは。今日も審議の程よろしくお願いいたします。ここから私が進行いたしますけれども大変申し訳ありません。私、6時から大学で会議が入ってしまいまして、そのため2時半頃に退席させていただきます。で、その前の切りのいいところで、松本副委員長に進行をバトンタッチさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、小委員会の議事録の署名者2名を三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定に準じ、委員長から指名させていただきます。今回は朝日委員と柳川委員、この二人に署名委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日出席されています委員の人数は5人ですので、委員総数の2分の1以上であり、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に準じ、本小委員会は成立いたしました。

それでは、議案の審議に入る前に、まず、審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案については非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますが、如何でしょうか。

はい、では、公開することにいたします。本日の傍聴人につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

[事務局]

本日、一般傍聴者の方2名、報道関係者はいらっしゃっていませんので、合計2名でございます。

[村山委員長]

はい、では傍聴者に入場していただけますか。

(傍聴人入場)

それでは、傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。傍聴者の方々におかれましては、お配りしております傍聴要領に従っていただきますよう、お願いいたします。なお、この規定に違反した時は注意し、また、これに従わない時には退場していただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。

つづきまして、本日の資料について確認をしたいと思っております。事務局から、確認をお願いします。

[事務局]

本日の資料につきましてご説明いたします。事項書が1枚、資料の1から5までなのですが、1がホッチキス止め、2はA4一枚、資料3がA3の折り込みになっているものです、資料4が方針の案、資料5がスケジュールということで、5点になっております。

合わせまして審議に必要な資料を資料編という形、それから1枚、国のですね、資料を付けさせていただいているところがございます。皆さん、配布漏れはございませんでしょうか、よろしいですか。

[村山委員長]

それでは、事項書に沿って審議を進めてまいります。まず、議事の1の第2回小委員会開催以降の検討、進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]

はい、それでは資料の説明をさせていただきます。都市政策課の橋本です、よろしくお願いたします。資料1という事で、第2回の基本方針の検討小委員会の意見についてご説明いたします。

本編の第3章1項のところ、都市づくりの方向という事で、前回、特にここから議論を始めまして、議論をしていただいたわけですが、この中で、県レベルでは個別の目標数値は難しいではないか、というご指摘をいただきながらも、方針を示していく中で、広域的な数値目標が考えられるという事で行ってまいりました。

そこです、私どもが考えましたのが本編のですね、34から36ページをちょっとお開きいただきたいのですが、こちらのところですね、赤で綴じている下の枠のところなわけですけれども、前回のですね、基本方針あるいはマスタープランの中では、明確には数値目標としては出しておりませんでした、市街地のですね、人口密度の維持であるとか、36ページの下であります誘導ゾーンへの工業系の土地利用、立地を誘導しようという事は、公式に言っており、表現としては汲み取りました。

加えてですね、34ページの下側の所に居住誘導区域内への人口割合の増加、35ページの下のところですが、大規模災害リスクの高い地区の人口割合の減少という事で、低密度化したり高密度化していくという事について表記しております。

これにつきましてはですね、先程説明しました資料の中に、こういう国土交通省の生産革命プロジェクトという中に、コンパクトプラスネットワーク、密度の経済で生産性を向上という様な、こういうプロジェクトがございまして、括弧書きの右下の部分にもあるのですが、目標数値という事で、3つ目の黒い四角の部分なわけですけれども、居住誘導区域の人口割合を出していく市町の数ですね、国交省としても目標として掲げております。

これらを参考にしまして、県といたしましても県内の市町がですね、立地適正化計画を策定した際には、その人口割合が増加していく、あるいは、災害リスクの高い区域を設定された場合には、その区域内の人口密度を減少させるという事で、総人口に対する割合を減少させる、あるいは、増加させるというような表記を目標として、今回提案させていただいているところです。

続きまして、施策の柱について、三重県らしいものにしていくという事で、県民に分かりやすい表現、特に質の向上というような形での表記はどうか、という事なのですが、これは本編の31ページのところなわけですけれども、長い折り込みの下側の所にも書いてありますが、今回の都市づくりの方向の議論をしていく、後ほど詳細を説明させていただくのですが、向上という表現と、一番右側に県民と共に考える地域づくりと、やはり、地域づくり、県民の皆さまとやっていく事は土台というかベースになる事で、それ以外の事について、質的向上を目指すというような意味で方向の表記を改めさせ

ていただいているところです。後ほど議論をいただきたいと思います。

続きまして、市町がマスタープランを作成する際、都市計画決定する際の視点という事で、意見をいただいています。次の所で将来の暮らしのイメージは、県の総合計画などキーワードにしたらどうか、と言う事もございました。今回ですね、30 ページのところに、都市づくりの方向の前書きのような形で、三重県では総合計画であるみえ県民力ビジョンの中でですね、幸福実感日本一を目指す事として、新しい豊かさを享受できる三重づくりをしていく、三重県全体の方向性の中で都市計画が担うべき役割について、段階を落として説明をするような形にしています。

さらに下の方では、その4つの方向についての関係性をイメージする様なものも、図として付けているところです。前回の、次ですが安全安心な地域づくりという事についての議論ですが、もう一度31 ページの下側のところなのですけれども、もっと具体的にイメージできるものという事で、災害に関する分、災害に対応した安全性の向上と明確に打って書いたうえで、38 ページの主な取り組みという欄ですね、四角の3つ目の安全安心の向上の中で、主な取り組みという形で河川海岸での、いわゆる風水害に対する取組、それから地震、津波に対する取り組みという事で、すみません 33 ページですね、33 ページのところでその表記をさせていただいてございます。

さらに集客交流についての企業誘致とはちょっと分野が違うのではないかとこの事でございます。これにつきましては、観光振興の部分は、その三行のところへ書かさせていただいたうえで、28 ページ①のところ、①という事で、美しく魅力と個性あふれる地域づくりの中にですね、現状の公園など都市公園などを整備する、終わっている整備の箇所の既存のストックの活用の視点、それからもう一つ下のところですね、歴史文化景観などの資源を活用したまちなみ整備や、あるいは計画に際しての取り組みをしっかりとやっていくという事で、既存のものを活かすような視点について、ちょっと丁寧に書かせていただいているところです。

全体にはこの資料1の下で書いてありますように、施策の柱と言う形で最終的に33 ページのところでまとめています。

続きまして、本編、3章 2.2) 特性に応じた集約型都市構造の形成に関する考え方の部分ですが、これについては29 ページのところ、29 ページ③安全で快適な生活環境の創造というところにですね、まずは、人口減少が起こって来る中での話を書いたのが具体になってございますので、下から二行ですね③の下から二行、都市基盤整備にあたっては、現状の都市基盤を適切に管理し、人口減少を前提とした財政の状況や将来の都市構造等を踏まえ、効率的に実施することが必要です、という風に注釈を入れたうえで、後半部分の38 ページに飛びますが、38 ページの一番下の③という市街地の規模をですね、こちらでダウンサイジングや、これに関わる内容という事で、ここは土地利用の考え方ですので、コンパクトな市街地の事を明確にするためですね、財政の持続性を勘案しつつ、一定レベルの行政サービスを維持するためにも、という表記で強調をさせていただいております。

続きまして、裏面ですが、資料編に関する内容として、資料編のところを見ていただくと67 ページに当たるのですが、文章の修正だけにさせていただいておりますので、こちらでご案内させていただきます。津波浸水が想定される区域から移転する場合について検討されているが、移転先として市街地内の農地が想定されているという事で、空き地や空き家なども考えてはどうかという様な事もありましたし、趣旨の説明が必要であるという事もありましたので、この辺りも踏まえて表記の方を修正させていただいております。

さらに79 ページの所に観光についてという事で、観光庁からの宿泊統計を活用するという事で、

引用したうえで三重県の宿泊数についてのグラフを追記しております。

その他という事で、全体に対して意見をいただいております、パブリックコメントや県民向けの公表という事を考えていく場合に、全体では概要版等の作成を工夫する事が重要であるという事で、趣旨や目的を前段に備えて、技術的な部分を市町向けに後段として置いたという形にしてはどうかという事で、これは要旨という形で整理させていただいているところですが、要旨につきましては資料3という事で、両面のですね、カラーで作らせていただいております。

これは、後ほど、これに沿って、今日は新しい資料でご説明させていただきたいと思っています。これで資料1の説明は終わりました、次は資料2の方ですね、こちらちょっと合わせて説明させていただきたいと思います。資料2につきましては、前回のページが左側に書いてありまして、それに対する、まずこれは、庁内及び市町からの意見の結果でございます。一番左側に前回のページ数が書いておりますが、内容の方は少し字句の訂正等ですので、内容を簡単にご説明させていただきますと、人口減少その他のですね、表記について一部表記を直していただきたいという事で、これは3ページのところなのですが、一部赤くなっているところがございます。

さらに、前回7ページですが、今回6ページの下側の方にっておりますけれども、この部分については、表記の方を簡略化した事で、修正点というよりは表記がなくなっている状況です。

それから、前回8ページで今回7ページの中段ですが、強靱化計画についてもこれは簡略化して表記した事で特に修正点なし、簡略化という形で処理しています。

それから7ページの下の赤くなっているところですけども、みえ産業振興戦略の部分は、28年の3月に改定があったという事で、その表記内容に修正しております。19ページに今回は19ページになりますが、環境に関する情報が新しくなっているという事で、ちょっとこれまで増加傾向であったものが、19ページの右上の図ですけども、ずっと下がり出しまして、この辺り表記を直してもらいたいという事ですので、ここは赤字で内容も修正させていただいております。

それから下から二つ目のところですね、記載の見直しという事で、地震津波の際にですね、海岸堤防の修繕、耐震化や、あるいは粘り強いという対策を講じているという内容を表記していただきたいという事で、今現状、これをですね、ちょっと今、加えられていませんので、現状の取り組み等で表記を上手くちょっと加工しながら記述できたらと言う風に、ここは考えています。

その他資料につきましては訂正のありましたところについては、以上の内容で、本編の方を見ていただきますと、そういった部分が赤字で最初のページから記載させていただいております。

それから要旨、これまで資料をたくさん載せてきたのですが、今回の内容を説明するにあたって、特にこの内容の中でそぐわないものについては、例として挙げている様なものや、この内容を説明するうえでの必要のない部分というのは、資料編の方へ移動しましたが、見ていただきますと24ページなのですが、前々回からお話ありました様に、農林水産業に関する表記などを上の方へ書き込ませていただいておりますし、それから工業誘導ゾーンに関する目的の部分でも明記してきましたので、位置に関する情報について今の状況を記載している、下には全国と三重県の企業立地の状況に関する比較の表も挙げております。

それから26ページには、観光に関する部分の記載も少し表記を直させていただいております。27ページから後半部分について、かなりの修正をしておりますが、ここにつきましては、後ほど全体の案として説明をさせていただきたいと思いますので、第2回の小委員会以降のですね、検討進捗状況について以上で説明を終わらせていただきます。

[村山委員長]

はい、ご説明ありがとうございました。もう少し大幅に書き換えたところなんかは、また次の議事のところで議論しますが、取りあえずはですね、前回の小委員会で我々が出した意見への対応、それから庁内で色々意見をいただきましたので、それに対する修正内容についてご確認いただきました。

この事について何かご質問やご意見等ありましたら、ご発言お願いいたします。

1点すいません、私からよろしいですか。本編 34 ページの下に目標が書かれておりまして、市街化区域内の人口密度維持、それから居住誘導区域内の人口割合が増加って書いてありまして、2点目の居住誘導区域内の人口割合の増加は分かるのですけれども、市街化区域内の人口密度維持っていうのは結構大変な目標かもしれないと、自治体によってはちょっと達成が難しいじゃないかと推察するのですが、その辺の裏付けというか、算定はどういう風になっていますでしょうか。

[事務局]

はい。ページ数でいいますとちょっと拠点のですね、人口、少し戻りますが、16 ページの表 2-8 なのですが、30 で平成 17 年から 32 年までの拠点地区、まあ市街化区域とはちょっと良い難しいのですが、拠点地区内の人口の密度の増減の想定ですけれども、32 年までいってですね、なんとか北勢地域の線引きをほぼしている区域ですね。こちらで人口割合が増加なので、もう後 10 年これで見とおして横ばいかですね、頑張って維持という形にはいかないかなと、中南勢であるとか、確かに言われるように、津であるとか松阪は線引きしていますが、こちらの維持は今あって△5%程度。

全体の拠点での平均がこれですので、確かに難しい可能性あります。で、今回ちょっとご提案させていただいたのですけども、難しい目標ではあるものの、維持を目指すのかどうかについては、関係市町ともですね、しっかり議論は進めたいですし、そのためには私達も、推計の結果をしっかりと出していかうかな、とは思っております。

[村山委員長]

成程、分かりました。そもそも線引きしている都市に対する目標ですね、これはね。そうなので北勢と中南勢がメインなわけですね、はい。

これについては市町の意見はまだ、まだ出てないですね。じゃあこれから少し議論をしていただくって事で。下の居住誘導区域内の人口割合は、これは割合ですので、良く分かる資料だと思います。他に如何でしょうか、はい。

[松本委員]

今の目標に関連して、35 ページの言葉なのですけど、市街化区域内というのは明確で、居住誘導区域内の居住誘導区域ですよ、実は説明の文章には書かれてないですよ、ただ、図に居住誘導区域って書かれていて、まあここから読んでくれという事でいいですかね。立適の居住誘導区域の事を想定されていると思うのですけど、知っている人は分かるのですけど、説明がないので、そこはちょっと気になるところです。

[事務局]

はい、わかりました。

[松本委員]

それと同じく、大規模災害って書かれています、特にリスクの高い 35 ページの。大規模災害リスクというリスクのある区域というのは、ちゃんと定義されているのですか。

[事務局]

その点についてはですね、具体的にこの区域をどうする、っていうような方針まで立てたいという事で、実はこの7月に議論させていただいた、地震・津波の被害の低減に向けた都市計画指針の中で、土地利用検討区域というような設定をしようか、という思想を県としては打ち出しています。

その部分っていうのは、確かにここでもちょっと次のページですね37ページで書いてあるのですけど、リスクの高い区域っていうのは土地利用検討区域としておりますが、その中で土地利用を具体的にどうしていくかという、限定的な都市的土地利用の制限をかける区域はまた別で定めようとは思っていますが、まずは津波ですと、津波過去最大クラスの津波想定の中の、例えば2m未満であれば安全と言う風に考えた場合、2m以上になった場合の区域を、そういう風に土地利用検討区域という、災害リスクの高い区域と言う風に位置づければいいかなと思っていまして、そういう風に市町さんの声、まずは災害のリスクの高い区域を認識していただいたうえで、その人口割合を減らしていただける対策をしてはどうか、という提案をちょっと、言葉としては確かに全然足りていませんので、その辺の補足説明はしっかりさせていただきたいと思います。

[松本委員]

すなわちこれは、定義があるわけではなくて、これはもう本当に説明で、大規模災害のリスクが高そうな区域をそれぞれ自治体で設定をして、その設定された人口割合を減少させなさいという目標です、これ。

左の場合は明確です。区域内の人口割合、市街化区域内の人口割合。だから最後の36ページの工業系土地利用誘導ゾーン、これも明確にゾーンで決まっている。

35で少し性質が違う、という事ですよ。了解しました、はい。

[村山委員長]

そういう意味では、もう少し厳密に書くところ、土地利用検討区域の設定とそこにおける人口割合の減少っていう風にも書いてもいいのかなとも思う反面、なんて言うか、市街地の形状の都合で土地利用検討区域ではあるのだけれども、そこでなんとと言うか、災害に強い街をつくって人口を維持するっていう自治体もあり得ますよね。

だから、人口減少って書いてしまうと、そういう自治体から異論が出るような気がするのですよね。

(なるほど)

ええ、災害リスクが高い場所でも、適切に対策をすれば、人口を維持してもいいというロジックになっているので、ちょっとそこが今気になる。

(確かに)

ええ、言葉の問題もあるし、そこはどう言う風に書いたらいいのかなと。

[松本委員]

後者は、リスクが高くなるのですね、そういうことですね。

[村山委員長]

そうすると、今の書き方で良い訳だからね、分かりました。ちょっとその辺やっぱ誤解があれですね。分かり易さを考えた方がいいですね。

[事務局]

ありがとうございます。地震・津波を作った時の委員の中からもですね、そういうご意見もいただいていますので、この書き方はもう少し注意をしてですね、もう少し練ったうえでですね、言葉を使いたいかと思いますね。

(そうですね)

ええ、また検討させていただきます。

[村山委員長]

そうですね。じゃあ対策をすれば、松本先生のおっしゃったようにリスクが下がるわけですので、そこは人口減少しなくても良いという話になりますね。はい、分かりました。

[松本委員]

ちなみに上の文章ざっと読むと、災害リスクという言葉と、大規模自然災害という言葉が上に書かれているのですが、そのごちゃまぜで書かれているんです。

ここ、整理されるといいですね。

[村山委員長]

そうですね、はい。ありがとうございます。他に如何でしょうか。

もし今の時点でなければ、もう次の議題に進ませていただいて、その中でまた振り返る必要があれば振り返りたいと思います。では、議事の2番目、都市計画基本方針(案)の内容について、事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。それでは引き続き、都市計画基本方針(案)の内容についてご説明させていただきます。基本的にはこの要旨を中心に、本編を引用する形でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この要旨、先程もご説明しましたように、パブリックコメントや事務方向けのですね、概要説明に使わせていただく反面、ポイントとしては行政としてのポイントをしっかり示すという事で、内容的には省略している部分がありますのでご了解ください。

要旨につきましてですが、左半分の所が全体の流れとなっています。右半分と裏面ですね、裏面はポイントとなる分の詳細説明となっています。

それでは、左側の第1章基本方針の要旨、目的と役割の構成についてという事でご説明します。指針の本編では1ページ2ページに該当します。

三重県の都市計画基本方針は、県全体における総合的、一体的な観点から、概ね共通する都市づくりの方向を示すものであり、平成32年に改定時期を迎える現行の都市計画区域マスタープランは、この基本方針に基づき策定する事としています、という内容になっています。

右側には基本方針の構成が書いておまして、内容的には前回お話したところなのですが、第2章の課題整理のところの一部が、今回変更とさせていただきます。前回のですね、この第2章の中でも4の所というのは、前回の1.2.3を受けて、現行マスタープランの検証から出てきた課題の整理、というような言葉で表記していたものなのですが、今回そこは違うだろうという話在中でも出まして、現行マスタープランから出てきた課題は1つあるのだろうけれども、現行マスタープラン策定後の社会情勢の変化から見た課題もあるだろう、というこの2点からの視点で、しっかり見ていてはどうかという事で、この辺りも委員の方から委員会の中で小委員会の中でもご指摘いただいた点ですので、修正させていただきますところでは。

次に第2章、三重の都市づくりにおける課題の整理という事で、3ページから29ページの内容になっています。現行マスタープランを策定した後における、主な社会情勢の変化を先程ご説明した内容で、それに対する国や県の諸計画、それから法整備等の動向からですね見た課題と、現行マスター

プランを検証した結果として見える課題、これについて整理しております。

これ裏面で説明しますが、ちょっと 3 章のですね、最初の部分とかぶるところがありますので、3 章の最初の部分の説明と合わせてさせていただきます。

3 章ですが、3 章の 1、三重県の都市計画の基本的な考え方、30 ページから 47 ページの内容の内、都市づくりの方向についての部分ですが、こちら先ほど少し読みましたが、総合計画における県民力ビジョンにおいての方針、考え方を前述として書かさせていただいたうえで、こうした考え方や都市づくりにおける課題整理を踏まえ、新たな都市づくりの方向が右図に示すように、県民と共に考える地域づくりを土台とし、図中の 4 つに整理します、という事で、ベースにそういう県民との協力した共に進める地域づくりがあって、そのうえでこの 4 つが相互に関連し合う、という様な関係である、と言う事になっています。

これについて、裏面の方を見ていただけないでしょうか。裏面についてはですね、左側 1/3 の部分に先程言いました社会情勢の変化から見た課題、右側の 2/3 位のところですが、現行マスタープランの検証から見た課題を整理しています。まずは社会情勢の変化から見た課題についてですが、前回もご説明したように、主な社会情勢の変化は 3 つあるという事で、本編 3 から 5 という事で、新たに産業のグローバル化の進展を追加させていただいて、前回ご説明させていただいたところですが、前回からの変更点といたしましては、この右側のところにありますように、社会情勢に伴う諸計画や法令の計画のところを中心に、国の計画を中心に書かさせていただいております。

これを併せ持って考えていくと、下の社会情勢の変化から見た課題で、本編では 27 ページに該当するところですが、人口減少、社会における維持、持続可能で豊かな地域づくりのための手段として、立地適正化計画が制度化され、その制度活用と都市づくりの見直しが必要である、と言う風になっています。

ここでは具体的に書いておりませんが、国土交通省には数字の目標、先程のような目標があって、全国で 289 の市長村が今、立地適正化計画の取組がされていますが、三重県では現在公表されているベースで 8 市で公表され取組が進められておるところとなっております。

ただ、戦略的にインフラマネジメントの設定が必要であるという事につきまして、公共施設等の戦略的なメンテナンスですね、こういったものについて、徹底した選択と集中が求められているという事で、国の方では総務省が言っております、公共施設等総合管理計画を 28 年度中に作れであるとかいう様な事もあります、県としても市町の公共施設の再配置に合わせて、都市計画が担うべき役割があるのではないかと考えています。

真ん中のところですが、災害が発生しても人命を守り、致命的なダメージを受けない災害に強い国土づくりが求められているという事で、これは・(ポツ)として一番下に三重県のこと書いておりますが、降雨等風水害、風水害の災害は増加傾向にあり、南海トラフ地震の発生確率が上昇している中、その対応が求められているという事でございます。

次に右側ですが、世界レベルでの産業動向等に対応しつつ、自立的な経済生活圏の形成が必要であるという事で、県におきまして新たな成長産業、物づくり産業、サービス産業について企業誘致に取り組み、地域の雇用やイノベーションの創出を促進し、地域経済の活性化に繋げることが求められているとなっております。

これらを受けまして、下の矢印の方で、それぞれ関連するところへ内容を落とし込もうという事で考えています。

次に右側の部分ですが、現行マスタープランの検証という事で、都市づくりの方向を中心に整理をしています。この都市づくりの方向については、平成 20 年に策定しました基本方針に従い、現行のマスタープランが 5 つの方向として一つにまとめておりますので、整理した内容を見ていただきたいと思います。

左側です。まず、美しく魅力と個性にあふれる地域づくりの検証についてですが、大きくは 2 つありまして、緑豊かな都市づくりとしての事なのですが、代表の事としては、緑の確保という事になりまして、ここでは、都市公園の面積にスポットを当てて評価を書いております。本編では 13 ページの表の 2 の 6 というところに書いてあります。

それから次に歴史文化を生かした都市づくり、美しい景観という事で、これは県内の市町で取り組まれている歴史まちづくりの事業であるとか、あるいは認定そういったもので活用をしていくという事や、景観系の計画について独自の 9 市である独自の景観計画も策定されております。この中味については 13 ページの方に記載させていただいているところです。

続いて、持続可能な地域づくりの検証です。これにつきましては、地域の特性に応じた集約型都市構造の構築として、特に土地利用の規制等について記載しています。上のポツ 3 つはですね、大規模集客施設の立地規制、4 つ目のポツについては、市町村合併に伴う都市計画の再編の中で、一定の市街地の拡散に歯止めをかけているというような状況です。但し、人口密度は低下傾向にありまして、その傾向がですね、明確に出ているという訳ではない状況です。

続きまして、ちょっとこちらを見ていただきたいのですが、本編の 15 ページに DID 地区のですね、面積が青い棒グラフ、赤の折れ線グラフで人口密度を示しています。見ていただきますと、まず面積ですが、伊勢志摩では横ばい、東紀州では減少傾向で、他の地域では面積は拡大という事になっています。東紀州の一部では消滅箇所もあると、県内で幾つかの箇所で DID の消滅箇所はあります。

人口密度については赤い折れ線ですが、北勢地区で横ばい、40 人程度ですね、それから中南勢 46 人、伊賀で 50 人程度で下降傾向にはあります。それ以外の所、東紀州伊勢志摩ではぐっと下がっていきまして、傾向として大きな減少を示している状況です。

次に 16 ページ表の 2 の総人口とですね、拠点の人口分布でございますが、2-8 ですね。2-8 を見ていただきますと、拠点区域内の人口について、北中勢、伊賀では周辺と比較して維持または増加傾向、人口の割合としては増加もしくは横ばいといったところでございます。それから伊勢志摩東紀州の拠点については、拠点を含めても 15% の減少という事で、伊勢志摩に関しては拠点の方が下がり具合は大きいというような、ちょっと問題もございます。

次に 17 ページの表 2-9 で示しておりますように、集客施設の立地状況につきましては、大規模商業施設が拠点へ集積している状況ではありません。さらに、こういう拠点以外の集客施設の立地、例えば東員のイオンが立地している例がございます。という事です。

次にですね、環境負荷の少ない都市づくりという事につきましては、地球環境の問題について先程もお話したように、一定削減傾向が続きまして、やや減少傾向に変わったというところでございます。それから、人が集まり交流する空間の形成につきましては、伊勢市、伊賀市の 2 市で中心市街地活性化の計画が進められて、一部終わって今見直しという事もやっているところですが、商業施設の空洞化というものについては、なかなか状況が解消できていない状況であるという事でございます。

次にですね、安全で快適な生活環境の創造の検証についてです。こちらにつきましては、大雨の発生頻度が増加するなど、風水被害が増加傾向であります。これに対する土地利用の対策というのが、

明確に今は言えていないという状況です。さらに、現行マスタープランでは南海トラフに対するですね、対策の表記等がないという状況です。これにつきまして、19 ページから 22 に現状の状況、現状などについて説明させていただいております。

次に、快適な生活環境づくりにつきましては、これは 23 ページの表 2 の 12 に示していますが、都市計画道路の整備に取り組んでいるところなんですけれども、計画決定に対して約 50%程度に留まっているという事がございます。更に、下水道につきましては、次の図 2 の 19 になりますが、向上はしているものの、全国の平均には遠いかという状況でございます。更に次のところですね。地域活力の維持向上の継承につきましては、広域ゾーンネットワークについて、これは 17 ページのところで、こういった道路ができて、幹線道路ネットワークができていくかという事で、新名神や近畿自動車道紀勢線、熊野尾鷲自動車道などの供用、更には東海環状が今年度一部が供用しています。

こういった事に加えまして、企業誘致の推進につきましてですが、全国と比較すると、大きな増加となっております。これは先程もお話しました、24 ページの図の 20 あるいは表の 24 で示しております。ただ、工業誘導ゾーンへの立地については 3 割程度で、多いのか少ないのか、ゾーンの設定が小さめに設定していますので、3 割の企業さんが入っていただけだと言う風にも評価できます。

次に、個性を活かした集客交流の推進につきましてですが、入込客数に関して、一旦式年遷宮でピークを迎えて下がったのですが、平成 27 年度再び増加傾向にありまして、今回サミットの関連でどこまで伸びるかという様な状況ですが、あまり市の報道ではよくない数字だと言う風には出ておるところです。

最後に、県民主役の地域づくりの検証につきましては、景観まちづくりプロジェクトや、都市計画提案制度等を活用して、県民との協働に取り組んでいくところがございます。

これらについての課題を検証という事で、本編では 28 ページから 29 ページにかけてまとめさせていただいておりますが、内容はほぼこちらと同じですので要旨をご覧ください。

整備済みの都市公園を適切に管理し、現状の水準を維持していく事が必要でありますし、引き続き歴史・文化等の地域資源を活かしたまち並み整備を促進すると。

まちづくりという言葉を使っていますが、まち並み整備に変えさせていただいているところです。景観向上に資する諸計画の目標達成に向けた取り組みが必要である、と言う風にも書かれています。

次に地域づくりですけれども、持続可能な地域づくりですが、人口減少の進行によりまして、市街地の人口密度が更に低下し、生活サービス施設等の維持が困難となって、生活利便性に支障が出る事や、一人当たりの行政コストが増大して地方財政がより厳しい状況になる事等が懸念されるという状況の中で、集約型都市構造の形成に向けて、より実効性のある取り組みが必要であるという事です。

もう一点、市町村合併における一体的な都市計画を推進する為にですね、再編を引き続き検討しています。再編が必要であるという事です。更に、特別用途地域や特定用途制限地域など、地域の実情に応じた大規模集客施設等の立地規制などを引き続き行っていく事も必要である、と言う風に考えています。

次に、安全で快適な生活環境の創造からは、二つの方向に分けさせていただいております前回からお話させて貰った様に、南海トラフへの対応という事で、土地利用の方針にも明確に示し、実行していく事が必要であるという趣旨にしています。

もう一点、快適の部分ですが、快適な生活環境を創るための都市基盤整備を進める事が必要であるという事で、都市基盤の整備にあたっては財政状況、将来の都市構造等を踏まえて、効率的に実施す

る事が必要であるという事で、これは、生活利便性といった観点に落とし込んではいません。

四つ目ですが、広域道路ネットワークを活用し、工業系土地利用誘導ゾーンの運用改善等を図る事が必要であろう。もっとこれからは、広域ネットワークができてきますので、そこを重点的に運用改善していったらどうかと、これに提案しています。

更に、農林水産業や観光業といったものの振興を進めるために、必要な環境整備を進めるという事が必要であるという事です。最後には、民間の企業等を含めて県民の皆さんとですね、しっかりとやった都市計画について情報提供を積極的に行いながら、まちづくりを進める必要があるという方針にしております。下の方に4つの視点を組み替えさせていただいたという事で、都市づくりの方向については、一つ目、地域の個性を活かした魅力の向上という事で、いわゆる保全の意見もありましたし、そういった活力としてのものもありますが、魅力の向上という事で示しております。下の主な取組としましては、都市公園を適切に維持管理するとともに、人口減少や地域の特性を踏まえた整備を進めると言う風にしております。

次に、地域資源の発掘に努め、その魅力を活かしたまち並み整備の取組を行っていく事としています。更に、景観の向上に資する計画や規制の適切な運用を行っていく事となっています。

次に、持続可能な地域づくりと快適な部分を併せ持った計画として、都市機能の効率性と生活利便性の向上というタイトルとさせていただいております。実効性のある取組として、立地適正化計画制度を最大限活用し集約型都市構造の形成を着実に進める事や、行政界を越えて人やモノが集まる広域拠点の形成を図り、その拠点間を繋ぐ交通ネットワークを形成する事とします。

更に、人口減少やこれに伴う財政悪化を見越した効率的な都市施設等の整備を行うとともに、民間の生活サービス施設を誘導し快適な生活環境を実現する、という方針としています。

次に災害についてですが、災害には大規模災害といった所を重点的に表記するという事で、災害に対応した安全性の向上という事で、・の一つ目は、河川・海岸堤防や治山・土砂災害防止施設等のハード整備を進める一方で、市街地における土地利用の変更の促進等で被害の低減を進めるといった方針としています。地震津波については、指針にありますように、災害リスクの低い場所へ市街地を誘導する等、南海トラフ地震などに対応した土地利用を促進していこうと考えています。

産業振興による地域生産性の向上という事につきましては、東海環状西回りを始め、高速道路網の整備で向上する物流アクセスを活かした、工業系土地利用誘導ゾーンに係る運用を見直し、既存の企業の事業拡大や新たな企業立地を促進するという事と、本県が誇る農林水産業や観光産業をより活性化するための必要な基盤整備を進める、と言う風にしています。

最後に土台となります、県民と共に考える地域づくりにつきましては、三重県特有の景観を活かした、住民参画のまちづくりを進めていくと言う風にしています。

これらの方向性をですね、表面に戻りまして、上手く五輪にしようか色々重ね合わせてみようかといったところで議論をしたのですが、第3章1の6行目の所からですが、各都市においては、地理的条件、人口の推移・構成、あるいは産業構造、災害の被害想定等の地域特性に応じ、注力すべき方向、つまり、4つの方向全てを上手くやれるという訳ではありませんので、地域特性に応じ注力すべき方向にメリハリをつける事も重要であるという考えの元、上のイメージ図から、下の都市の目標レベルの設定の形のイメージ図も作っております。

ここの点については、少し例を作っていますので、その例を、ページ数で37ページをご覧ください。地域特性による目標レベルの設定という事で、4つの目標があります。先程言いました効率性・

利便性の向上、左側が魅力の向上、下が安全性の向上、右が生産性の向上と言う風になっていますが、バランス型という、まず、青の線は最低限県として取り組んでもらいたいというところなのですが、A3の中には黒いところで現状レベルというのを書いておりましたが、現状はもう少しこの青い線より中側に入ったり、一部外側に出る様なかたちのもかもしれません。それを例えば、住宅都市型という表現にしておりますが、都市機能の効率性や生活利便性の向上をさせ、住宅をしっかりと誘導したりという様なところでは、そちら側へしつつ、例えば雇用についてもそれは移してあげないとダメ、安全性も高めましようね、という様な事であるとかですね、あるいは、右側のように、災害をしっかりとやっていく事で、地域の個性や産業振興に力を入れていくという事、あるいは、右下の所にある魅力向上という事で、歴史・文化のまちづくりをして、観光産業にも、産業の方には指示が出ていませんが、とかと言う風な形で、それぞれの最低限のやっていただきたい事は越えつつ、先程も言いました、注力すべき方向にメリハリをつけた都市を目指していただきたいな、という県の思いをですね、何か伝えられる様なものにならないかという事で、これは事務局でぎりぎり考え出した案でございます、今日提案するのもおこがましい所ではありますが、何かイメージをという事で、前回お話がありました中で、提案させていただいております。

続きまして、三重県が目指す都市構造という事で、34ページから38ページ本編の方であります、4つの都市づくりの方向に従い、将来都市像と現状との乖離、ギャップやそこに至る課題ですね、こういったものを解消するためには、目標はこういう設定を開示するとして、どう言う風にしたらいいかという、地域特性に応じた集約型都市構造の形成を目指す、という中で、そのより実効性のあるものにするための変革の観点を示しています。これについては3つございまして、一つ目が都市計画の観点として、効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成、二つ目が都市防災の観点という事で、大規模自然災害等の被害低減に向けた都市構造の形成、三つ目が都市活力の観点という事で、構造まで考えている事で、産業振興による地域活力の維持・向上のための土地利用の誘導と言う風にさせていただきます。

この3つの観点につきましては、右側にその概要を目指すべき都市構造の形成と言う形で表記させていただいております。右側をご覧ください。一番右側の所にですね、左側の内容を説明する平面的なイメージ図を示しております、左側の2/3の所には説明と断面のイメージなどを表記しております。前回、ここでも住民の方にも分かり易い、県民の皆さまにも分かり易いという要望の、コンパクトな表現を、大分苦労したのですが作っております。

①効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成ですが、市街地の人口密度の低下は、医療・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が困難になり、一人当たりの行政コストも増大します。このため、生活サービス等が効率的に提供されるよう、拠点市街地へこれらの都市施設の立地誘導を図り、生活利便性が確保されるよう、拠点の周辺や公共交通の沿線地域等へ居住を誘導し、交通機能を維持確保する、とさせていただきます。

この案についても委員さんからしっかりと指示いただいた点で、改正のイメージをはじめ、一応こう言う風に要約してみました。右の図の平面的な所で、市街地というオレンジ色の枠から白く削っている部分がございますが、こちらは、沿岸部は若干リスクが少し高いというのが分かっていたかと思っております、中心市街地人口が減る中で、密度を低減しつつ、市街地の規模を少しダウンサイジングという形で小さくしていく、白い部分は低密度化や下水道といった施設の計画見直しを進める、という様な区域となっています。

全体に右側が海側、左側が山側で高速道路や幹線道路、鉄道といったものはここにあると。高い部分が拠点的市街地というので、今は拠点地区であるとか、色々な言い方をしていますが、もう少し小さな規模の所を言っています。左側の断面図の所を見ていただきますと、断面図の中では人口密度のイメージでございまして、薄い緑の部分が市街化調整区域であったり、優良農地であったりという所で、市街地あるいは市街化区域は、白い部分や赤い部分の所が市街化区域、そして、特に誘導区域というのをオレンジ色赤色で示しています。居住を誘導するための施策は、先程言ったとおりで、拠点地区に色々な施設を誘導していく事も、記載をさせていただいております。

次にですね、②番という事で、大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成という事です。右側の方には災害リスクの範囲を、災害リスクの高い区域の範囲を、土地利用検討区域として示したうえで、都市的土地利用等で規制するエリアを限定的に示している絵を示しております。断面図も同じ様なものです。

災害についてですが、大規模自然災害の発生が危惧されるなか、土地利用・施設配置について災害リスクの低い場所で市街地を形成する事を基本とし、災害リスクが高い場所では用途を考慮しながら都市的土地利用の抑制等を行います、という事で、都市構造の再編にあたっては、災害リスクの低い場所へ移転する事が可能か、移転が可能な場合は、既成市街地に集約する余地があるのか等を検討します。

集約が困難で計画的な市街地形成に限り、新たな市街地の形成を許容し、破線の点で出ていますが、幹線道路が交差する部分に計画的な市街化形成というところが書いてあります。そういった場合は、困難な場合だけは拡大するという事と、再編が困難な場合には建築物の構造強化等を促進するという表記も書いております。

先程も言い忘れまして。目標というのは先程ご案内したとおりで、1個目の目標が市街化区域の人口密度、居住誘導区域での人口割合が増加という事になっておりまして、2つ目は大規模災害リスクの高い区域の人口割合が減少という表記で今のところ考えております。

続きまして、③産業振興等による地域活力の維持・向上のための土地利用の誘導という事で、経済活動の持続可能性を確保するため、新たに整備が進む広域交通ネットワークや既存工業団地の産業集積を考慮して都市計画区域マスタープランに位置づける、工業系土地利用誘導ゾーンに係る運用の見直しを実施し、企業誘致の促進を図ります。また、豊かな自然環境や歴史文化の集積等の資源を活用した観光事業や、地域に根ざした農林水産業等の振興を図ります、という事で、右側の方にそういったイメージ図を掲げております。

沿岸部に配置しているのは、水産業であるとかあるいは水産加工業、あるいは造船、石油化学系というものは沿岸部に立地を可能ですので、こういった所に誘導していくというイメージです。

それから観光の方は左下等に集積している形で街並み整備などを進めるという事です。地域の経済的な持続性を確保するため、新たな工業系産業用地等を確保する事が必要で、計画的な取り組みについては先程言いましたように、市街地の形成を許容するという事で、ある一定拡大を認めようかという予定をしております、目標に関しましては、工業系土地利用誘導ゾーンへの工業施設立地割合を向上させるという事で、今3割程ですが、もう少し割合を上げて誘導を進めたいという思いでございます。

最後になりますが、左ページに戻りまして、土地計画区域のマスタープランについてという事で、次期の都市計画区域マスタープランにつきましては、基本方針に従い策定をしていくという事で、広

域の検討部分であります圏域全体の将来像を示す圏域マスタープランと、都市計画区域ごとの決定方針を示します区域マスタープランで構成する事とし、個別の項目の考え方として、線引きとしては原則として区域区分を維持するというものです。

ただし、人口フレームを基本とし、人口密度の想定により市街地の規模を適切に設定するという事で、先程の話のように、ちょっと一部拡大等もありますが、基本的にはこの規模を守っていくという事でございます。また、非線引き都市においても居住を誘導し、人口の集約を目指すという事で立地適正化計画あるいは地域間の指定を進める方針とします。

次に基本方針の都市づくりの方向に従って、土地利用、こういった都市施設それから市街地開発事業、自然環境の整備または保全に関するような都市計画の決定方針については、それを全部を含めてしっかりと変えていこうと思っています。

以上が説明の内容となります。ちょっと時間が長くなって申し訳ありませんでした。

[村山委員長]

はい、丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。では、今のご説明に関して、ご質問等ご意見等ありましたらよろしくお願いたします。はい。

[朝日委員]

36 ページの上の図の自然災害の被害低減といった都市構造のイメージの所は、赤で斜線になっている所は災害リスクの高い区域、対応するかたちの海側になるかと思うのですが、他のイメージの所は同じ図を用いているので、少し誤解があつてはいけなかなという風にちょっと思いまして、例えば企業誘致の促進のブルーの箇所ですね、その下の図の 3-6 の所は、その所に誘致を促進してしまうのじゃないか、みたいに思われたらちょっといけないので、これがちょっと違うんだ、というのを何らか分かるような形にした方がちょっと良いかなと。ちょっと最初パッと見た感じで思いました。

[村山委員長]

はい、どうぞ。

[事務局]

ありがとうございます。私どももこの表記を迷いまして、実は都市的土地利用を抑制するってしている区域に、確かに言われるように、工業系の企業が例えばここで書いてありますように、居住を伴わないような業務系であるとか工業系の企業を誘致する、という風なイメージであります。

ですので、ちょっと考えさせてください。どう表記するのが良いのか、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

[村山委員長]

今このところで質問が出たので、私もこの①のところですね。効率的で利便性が高く持続可能な都市構造の形成のところの断面図なのですけども、これ現状のまま推移した場合と目指すラインとこのを比較すると市街化区域の人口密度がずいぶん全体的に増えているようにみえるのです。それで1つは海側は津波とかのこともあるので、確かに現状のまま推移した場合に比べると目指す人口密度が下がっていて、そこが居住誘導区域から外れているのでこれは的確な表現だと思うんですけども、一方で陸側もう少し現在の市街化区域よりも狭い範囲で居住誘導区域を設定して、その間はやっぱり密度を下げるような図にしたほうがいいんじゃないかというご提案です。

平面図を見ると海側だけではなくて陸側の端っこのところも白くなっているのです。これは今は市街化区域なんだけれども、居住誘導区域からは外れるようなイメージだと思うんですね。それを断面図

にも表しといたほうがいいかなと思います。それから、拠点的市街地の所もずいぶん人口密度を上げると書いてあるのですが、これもケースバイケースのような気がしまして、全体的に人口が減っている中で維持するのが精一杯ではないかという見方も場所によってもあると思うのですよね。

ただその辺、もうちょっと気持ち上げてみるか、とにかく目標が市街化区域内の人口密度の維持なので、あまり人口密度が上がったような断面図にしない方がいいとは思いますが。この部分について、私は以上でございます。

[事務局]

ちょっと1点だけいいですか。実はこの表し方を非常に悩みまして、この破線の部分というのは現状のまま推移した場合の予測ラインでございまして、専門的にいう趨勢の人口減少ラインでございまして、つまり、本当は現状のやつを3本目を入れると、例えば全体にもう1つ高い線が出てくるんです。黒の実線のようなものもあつたうえで、そのままもっておくと趨勢で黒い破線になるのだけでも、そこを赤で食い止めようというようなイメージを出したかったのですが、3本書くと何が何だかちょっと分からない画になるのもあって、もう少し工夫をさせていただくという事でどうかと。

[村山委員長]

分かりました。ちょっとすいません。私もそこを誤解していました。だから現状よりも趨勢の方が低くなっているわけですよね。全体的にね。そうか、そうか。

[事務局]

趨勢よりは上げたい。

[村山委員長]

趨勢よりは上げたいのだけれども、拠点の所はそうだと思います。市街化区域の所は全部を趨勢より上げるっていうのはけっこう難しく、場所によっては災害リスクが高い所や公共交通からだいぶ離れている部分については、駅の近くに人口を誘導した結果として市街化区域内であっても人口密度が下がるというふうになるので、それ自体が結果ではあるのですが、逆に目標のようなことになっていて、その低密度化をいかにきれいにデザインするかっていうところが課題だと思うのですね。なので、ちょっと内陸側の断面図のところをちょっとご検討いただければと思います。

他に如何でしょうか。すいません、私ばかりでどうですか。ありますか、どうぞ。

[松本委員]

意見という事で聞いてもらいたいと思います。今回総合計画を持ってきていただいて、すごくいい言葉が並んでいると思うのですが、キーワードとしては「幸福感」、「幸福実感日本一」と「新しい豊かさ」です。やっぱりこれに続いて欲しいな。せっかくこれ出したので、続いてほしいのですが、今回この3本の柱を見ちゃうと、ちょっとこのイメージがわきづらいのです。

特に新しい豊かさとか、どういう意味で新しい豊かさなのかというのが。例えばコンパクトな生活、今までとは違う生活環境、これが新しい豊かさなのかもしれませんし、その辺が少し見え難いというのがあるのと、これはすごく前向きな言葉です。幸福感、「幸福実感日本一」、「新しい豊かさ」。

その中でこの裏側にまとめていただいた中で、前向きなのは一番に住民です。地域の個性を活かした魅力の向上、これだと思うのですが、これが柱に入らなくなっちゃっているじゃないですか。これはやっぱり入れてもらった方がいいのじゃないかなと思って。

実はそれ以外の3つです。都市機能の効率化、生活利便性の向上、災害に対応した安全性の向上、産業振興による地域生産性の向上、これに関しては観点という事で3つ入っているのに、地域の

個性を活かした、これは入りませんか。

ちょっとごめんなさい、難しいと思いつつ、この全体の流れからいうと、ここが入っているべきかな、という観点のところに入ったんです。

総計（総合計画）に入ったのですが、こっちは入らなくなる言葉が、個性を活かしたまちづくりというのが、こっちにきちやうと特性になっちゃうのです。特性という、ここに書いてあるのですが、人口推移とか産業構造とか、産業構造はいいですが、後、災害の被害想定とか。

どっちかという後向きな特性、エクスキューズを許すような意味での特性じゃないですよ。そうじゃなくて、個性という、すごく前向きな事もちょこちょこ出てきているところがあって、そこを伸ばしていきましょう、みたいな感じになるんです。それがすっかり落ちちゃう。少しさみしいな、という気がしました。意見です。

[村山委員長]

おっしゃるとおりです。それで今思い出したのですが、現行の圏域マスタープランの将来都市構造図って思い出すと、2枚構成になっていますよね。1枚目は都市構造の話で、基本的にコンパクトな街を作っていくという話で、もう片方が保全系の図面だったと思うのです。景観とか山脈とか海岸とか景観資源とか観光資源とか書いてあって、ああいうものを保全していきましょうっていう方針は、圏域マスタープランレベルでは既に書いてあるので、今回もそれは踏襲すると思うのです。基本的に悪いことではないので。

だからそこに繋がる基本方針の柱を、やっぱり松本委員がおっしゃったように、ここに入れられると、すごくその辺は繋がりも良くなるのかなと思います。

[事務局]

すいません。今、柱って言われた3つの観点というところ、もともと、前回のマスタープランを作った時も北勢地域というか、県の北側半分ぐらいは工業振興を中心に書いて、伊勢志摩南側は個性を活かした観光集客とか集客交流とかですね、そういう所で土地の活力を維持していきたいというのが示してありますので、この都市活力の観点の所に、もう少し工業系、どうしてもこれだけ見ていると工業系のような話になりますので、今回そういう個性を活かしたというような形で入れていく、というのはできるのかなと思うのですが。松本委員言われるのは、もう少し大きな事かもしれませんが。

[松本委員]

そういうもので入っていれば、本当は1本の柱で折角なので、観点で出てくると良いと思うのですが。含めようと思えば、確かに含められます。

[村山委員長]

今、都市構造の大きな話がメインになっちゃっているのですが、そこにある街っていうか地区スケールの、生活圏の魅力向上みたいな事も大事で、それは、それぞれの自治体で考えれば良いという話なのかもしれません。ちょっと都市構造に偏った内容になっちゃったかな、というのが作ってみての感想でしょうか。

[事務局]

この整理としましてですね、都市づくりの方向っていうものが4つあって、その中のこの4つについては重視してやっていくっていうことで、スペースを沢山取っていますが、この3つの観点については、都市構造の形成に関わる事を3つ挙げていますので、土地利用中心の話で、かつ、今までと見

方を変える変革の観点という整理をしました。

この3つの事については、前と変えていこうという事ですので、「美しく魅力と個性にあふれる地域づくり」については、逆に言うと引き続き進めていきます、という整理になります。見栄え上、「変革の観点」は、私どもが強調したいところですので、前と変える部分という事と土地利用の方針に特化したところ、この3つになったということだと思っています。ご意見の趣旨というのは、よく理解できます。表記上の問題かと。

[松本委員]

たまたま、残りの3つと一緒の柱みたいになっちゃった、という事なのですね。

[事務局]

そうです。

[松本委員]

そういう事か。そういう意味では、前の2つは、コンパクト化と災害リスクの高い所からは引き揚げましょうかという、これは変革ですね。確かに変革だなと思うのですね。最後があるが故に、何か今までと一緒だよねとなって、そうすると抜け落ちているように感じちゃったのですよ。

だから、この最後を何か他に「変革だ」というような表現に変えてもらおうと、違うのだよね、と思えると思うのですけどね。

[村山委員長]

③ですか、都市活力。

[松本委員]

都市活力。これがあるが故に、結局この都市づくりの方向性の4本柱の3本しか書かれていないという風に思えちゃったので。なるほど、そういう事なのですよ。もう1つは、結局この観点でこう変革していきます。それがどういう風に新しい豊かさ、あるいは幸福に結びつくかというところが無いので、そこが総計（総合計画）からの流れという意味では、分かりづらいという事なのですね。ただその観点を、どっかに散りばめていただくと、言葉として。如何でしょうか。少なくともそれぐらいはお願いしたい。

[村山委員長]

他に如何でしょうか。これは質問なのですが、今の3つ目の都市活力の観点に対応する、右の産業振興等による地域何とかかんとか、土地の誘導のところですけども、これ結局これまでも工業系土地利用誘導ゾーンというのを決めていて、そこになるべく工場や倉庫を誘導したかったのだけれども、実体としては3割位しかそれができていなくて、拡散しちゃっているっていう事に対する対応ですよ。

自治体レベルで、ある自治体でマスタープランを最近改定したところですけども、いろんな政治的な事もあって、工業系土地利用を許容するゾーンをかなり広く作っちゃった所があって、そういう自治体はそういう風にやろうとするわけで、それをどういう風に、それがそういう意味では県の方針と異なっちゃっているわけですけども、これどう見直すのですかね、具体的に。

まあ、ここに書かなくてもいいのですけれども、結局開発許可基準で、その辺厳しくやらないと実効性がないような気もするのですけれども。

[事務局]

現在考えられている、今こちら側にもあります、国の方がですね言っているのは、人口の減少を生

産性の向上でしっかりやっていきましょう。生産性に該当するのがですね、内の密度というか市街地区の人口の集約によるような密度の問題ですけれども、これ以外に広域ネットワークの活力として、やはり先程もありましたけれども、3つの変革の観点の大きな理由は、県内の高速道路、やっとなん年も待って全国の本当遅いレベルで幹線道路ネットワークができてくると。

そこが僕達にとっては、産業や観光の変革の観点であるという事で、この前の条件として、広域に新たな整備が進む広域交通ネットワークが変革の基軸で、それに伴う産業誘致、観光や水産業でも、三重のマグロなんかを全国に配送できるとかというような事で、そういった活力を生み出す新たな視点として、ちょっとここは、古い視点でもあるのだけど、新たな視点としてとらまえさせていただいたという状況でございまして、なかなか難しいなどは思っています。

[村山委員長]

成程。だから現行の都市マスの検証から言うと、あんまり上手く誘導できていないな、という事になるのですが、新しい道路ができて、産業の振興という事を考えた時に、現行のマスタープランよりももうちょっとゆるく、ゆるくって言ったら変ですが、もう少しこう適切に新しい所も含めて指定していくというイメージですね。分かりました。

[松本委員]

都市構造、今の説明を聞いてもやっぱり、本文の方はともあれ、2番で、三重県が目指す都市構造、都市構造を変えていくのだという事に特化するのであれば、4つの都市づくりの方向に従って下記の観点から都市構造を変えていきます、ってだめですか。

集約型都市構造ありきになっちゃっているから、だから何か、それが都市構造である。その他4つのものがあるとなってしまうので、それを切り分けて、その中で、継続としての観点から都市集約であると、かつ、2番目では危ない所からは引き揚げましょう、更に3番目の産業、都市構造という表現を使ってもらいたいのですが。

[村山委員長]

うん、そうですね。

[松本委員]

集約型都市構造なのだやってもらおうと、この方向に従って都市構造というのはこういう観点で表しますというふうに読めるかなと思いましたので、そこを検討いただきたい。

それと全体のイメージとして、今あるかたちの中で集約していきますと、それから危ない所を引き揚げますと、でも、一部は産業の誘致をしますよという様な柱になっていると思うのですが。まだまだ、三重県渋滞問題発生したりして、必要な道路作ったりしないといけない所ありますよね。そういうのが読めない感じなのですが。そこはいいのですかね。

[事務局]

委員長、よろしいですかね。やはり大きな都市構造まで考えた時の観点をまず掲げていこうという事で、今、ここの所はそういう意味では、市町を超えた圏域のうえでの確かに表記となっています。勿論、幹線道路の渋滞がまだありますから、そういった所の解消であるとか、必要性を精査していく中で、必要だけれども人口の将来の見通しを勘案してやっていくという所については、ぼんやりとしか表現が無いので、確かにここには出ていませんので、そういった点についても、本当は一番下の3の・の二つ目の所に具体的には出て来る所がありまして、土地利用、施設の方針や市街地の事業の方針、自然の方針、ここの所も少しスペースを取って表記がもう少しできる様にですね、考えていき

いと思います。

[松本委員]

ここでいう都市構造というのは、各自治体での都市構造であって、県土全体の都市構造ではない、っていう事なのですね。

自治体毎の都市構造が見えていく中で、それをどう繋げていくのだ、と。例えば、産業系を県に引っ張るにしたって、もっともっとインフラ整備しなきゃいけないわけで。そういう部分もある。

そういうのは、県土全体としての線ですよ。というのが、都市構造には欠かせない。

こっちはですか、やっぱりここなのですか。都市づくりの方向で読まないといけない。ここには入っていないのです。その拠点間の交通ネットワークを形成するには、ちょっと気になって。

[村山委員長]

言葉では書いてあるのですけれども、図が、自治体の都市計面向けのガイダンスになっていて、その役割も勿論あるのですけれども、県のマスタープラン。県土全体としてどうなのか、北勢から東紀州まで大分状況が異なりますよね。その辺が、基本方針のレベルでもう少し、かといって、分記するのは大変だし、圏域のマスタープランを作る時に、図を一生懸命作ると思うので、何か方針を文章で考えて、加えたほうが良いかもしれませんね。

三重県が目指す都市構造、県土構造という風に言っても良いかもしれませんが、その辺が抜けているというか、弱いのかも知れませんね。

[松本委員]

何かもう、やる気なくしちゃった様に見えちゃう。

[村山委員長]

あれですかね、津波被害の都市計画指針が、自治体向けのガイダンスの役割が強かったので、ちょっとそれに引きずられちゃっている感じがする。

[事務局]

数値目標とかも、

[村山委員長]

少し違う事ですよ。すいません。私、時間がきましたので、これでバトンタッチ、よろしく願います。どうぞ、続けてください。

[事務局]

進行を副委員長に替わっていただければ、よろしく願いいたします。

[松本副委員長]

皆さま、何なりと、ご意見をいただければと思います。よろしく願います。はい、どうぞ。

[柳川委員]

この概要版の方の3章の1番の右側の都市づくりの方向のイメージの図が、あまり意味が無いというか、ここで初めて4つの柱が出てくるんで、表記をする意味はあるとは思いますがけれども、これが幸福実感日本一とか、新しい豊かさの『みえ県民力ビジョン』と、どう関連性があるのかがちょっと良く見えない、どっちかという、下支えをしていますよとか、バックアップしますよ、という意味なんでしょうけれども、図自身が、イメージがもうちょっと工夫された方が良いのではないかな、と思いました。如何でしょうか。

[松本副委員長]

はい、如何でしょうか。

[事務局]

本当にご指摘のとおりで、私達も『みえ県民力ビジョン』をですね、あまりこれまで良く理解をしていなかったところもあって、幸福実感日本一の中で、新しい豊かさというのはどんなものか、というのを少しこの機会に勉強したところですので、おっしゃられるように、本当に基盤整備、柳川委員言われるように、基盤整備の部分が私どもが、あるいは都市構造といいますと、結局基盤整備で、人の活動をいかに支えるかという事なので、おっしゃられるとおり、表記をもう少し豊かさであるとか、幸福実感の所から繋がる様なイメージが上手く示せる様なみたいなの、検討を加えてみます。

[松本副委員長]

図ってすごく重要なのですよね。色んな所で使われますから、皆さんで知恵をしぼってやっていただけると良いと思います。今のお話聞いていますと、幸福をいかに実感するかとか、新しい豊かさというのは、参画によってというか、皆で一緒にまちづくりを考えていくと、自分の地域たちを自分で作っていくのだという、これが新しい豊かさとか、幸福なのですかね。

[事務局]

実は柳川委員からは既に『みえ県民力ビジョン』のことについてご指摘をいただいている、もともと県民力ビジョンが守るであるとか、3つの視点があって、守る、作る、拓くという言葉なのですが、命と暮らしを安全・安心に実感できるためにという思想と、それから作るという事で、人と地域の夢や希望を実感できるために、という思想です。最後に、拓くというのがございまして、開発というイメージの開拓の拓なのですけれども、時代に活かした経済の躍動を実感できるために、という事で、この3つが支え合ってそれぞれが機能する事で、今の言います豊かさという点になる、というように思っていますので、その辺りを整理をもう一回させていただこうかな、と思っています。

[事務局]

県民力ビジョンなのですけれども、私どもの所管しております都市計画の部分というのは、施策 353 という所で、安全で快適な住まい作りまちづくりという事でございますけれども、それぞれの施策で、新しい豊かさ、協創の視点というものを設定しております、私もちょっと 353 のその部分を読ませていただきますと、『誰もが安心して快適に暮らせるよう都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等、生活サービス提供のための都市機能の中心拠点の集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のためのその周辺等の居住の誘導を一体的に取り組み、市、町や事業者等と共にコンパクトな町づくりを進めます。また、頻発激甚化する水害や土砂災害発生が懸念される大規模地震等を踏まえ、地域に即した大規模災害に強いまちづくりを進めます。』という事で、これが第二次行動計画という事で、今年度から4年間の計画の中での新しい豊かさ、協創の視点という事でございます。

[松本副委員長]

きょうそうというのは、共に進めていくという事ですね。

[事務局]

協力の協に、創造の創です。

[松本副委員長]

その協の意味は、県民と協という意味ですね。だから、そこなのですよね。そこが新しい豊かさ。行政にお任せしっぱなしで、ふんだんに税金使って、ガンガンガンガン整備するんじゃなくて、地域

地域に、個性に合った形で一緒に作っていくんだ、という事ですよ。

後、安全・安心に関しましても、実は安全じゃないと困るのですが、それも認識をしながら、地域と共に一緒にどうやって安全を作っていくのか、あるいは、減災していくのかというのを考えていきましょうという、価値観を変えていくのだ、という事ですよ。

[事務局]

30 ページの総合計画を書いている中でですね、四角囲みの中で、県民の皆さんの目指す姿と、取組方法の間にですね、総合計画の中では、協創の視点というのは書いていますので、上に新しい豊かさというのは書いていますので、県民の皆さんの目指す姿と取組方法の間に、少なくとも、総合計画の中に新しい視点というのは、こういう事を言っているのです、というのは入れた方が良いかなど。

[松本副委員長]

入れてもらった方が良いでしょう。

[事務局]

そこは入れると。

[松本副委員長]

分かりました。そうすると、実は先程、柳川委員から言われた、都市づくりの方向のイメージも、一番下の県民と共に考える、これが結構重要だったりするのですよね。一番下にこそっと書いてあるんですけど。やっぱりそこも、それに応じた形で表現を直して貰うという事で、よろしいですかね。なかなか、良いアイデアじゃないですか。女性の観点から。

[柳川委員]

ページは縁の下の力持ちが、この4つの施策で、それぞれの施策の上に県民ビジョンのやつが、この施策によってこの部分を支えますよ、分母と分子が有って、というのがあるんじゃないかなって風にはなるんですけど、イメージではそういう感じで解釈はしていますけれども、文で表すと、これだとちょっと、どの部分を下支えして、その方向性、幸福実感日本一とか新しい豊かさという、そういう夢のある部分に繋げる部分があると、先生おっしゃられているように、分かり易くて良い。

この下の部分が、この部分はどちらかという、手法であって、その手法を持って、そういう方向性にいつの間にならなっているじゃないですけど、そういう目に見えないところで誘導をする部分の下支えをしますよ、という部分ではないのかなと。

[松本副委員長]

いいと思います。そのとおりです。目的と手段の関係で、我々インフラを整備する人間で、本当の目的というのはやっぱり県民の幸せ、あるいは安全・安心です。そのために手段として県土整備だとか道路整備・産業振興とかあるのですが、その手段が目的化しちゃうのですよね。ここに目的みたいに書かれちゃっているのですが、いえ、違うでしょと。一般の方々が、そうじゃないでしょという、正にそういうご指摘であると思うのですよね。ここ、我々自身が考え方を考えていかないといけない。そういう時代だと思うのですよね。我々、いわゆる、整備する側も変えていかないといけない、そういう時代だと思っています。是非、表現を工夫してください。

村山先生は計画ですので、きっと良いアイデアを持ってみえると思っています。柳川さんも色々アドバイスしてあげてください。ありがとうございます。その他、如何でしょうか。はい、どうぞ。

[井上委員]

今のお話聞かせていただいて、現行マスタープランの検証のところ、県民が主役の地域づくりと

いうところが、あまりにも簡素な書き方かなと感じます。ただ、今、お話いただいた様な、各市町の当然意見も踏まえながら、もっと地域の声をとらまえていく、そういう方向のものをもうちょっとこのところに、折角こんな良いプランを考えていただいておりますので、今のところ強調していただいたら、県民としては、成程なと思える様なところではないのでしょうか。

[松本副委員長]

ありがとうございます。本当ですね。是非、よろしいですかね。おっしゃるとおりです。そこは、ずっと今のお話、ずっと一貫しておりますので、その作り込みを是非お願いしていければ。

それは結局、市町にとっても、市町の住民の方々と一緒にやっていきましょうよね、やって下さいねというメッセージになりますよね。はい、ありがとうございます。その他、如何でしょうか。はい、どうぞ。

[柳川委員]

これは、パブリックコメント用の資料という事を前提で、私も一介の素人なので、ページの3番の下の枠の中の、都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方の、最初の、線引き都市では云々という所の、文章の意味が分かりません。全く理解できません。

線引き都市では原則として区域区分を維持する、というのは、現状のものを踏襲して、でも、人口フレーム方式を基本にして、適切な市街地規模を設定するとなっていて、それでは今の適正かどうかというのが、現状の区域区分とリンクしなかったらどうするのだろう、という疑問が湧いて来るのと、それから、元々線引きされていない都市においても、居住を誘導し人口の集約を目指しますというのは、どういう風な手法でやっていくのか。そもそも居住の誘導は必要なのかも、ちょっと良く意味が分からなくて、この文章の意味が分からないので、説明していただきたいですけど。

[事務局]

おっしゃられますように、まず、分かり易い表現にまず直させていただきます。

意味だけちょっと説明します。線引きの区域区分というのは、今ですね、伊賀の旧上野の都市計画区域で線引きの有無をよく判断すると、条例で対応して線引きを止めようか、というちょっと動きはありますが、それ以外の区域では区域区分を維持していく、いわゆる、線引きの制度をそのまま活用したい、という思いも書いておまして、居住をしていただく市街地の規模については、人口等、あるいは産業の動向などを見据えながら、規模を設定していきますという意味ですので、その辺を分かる様にですね、もう少し明確に書かせていただきます。

後、非線引きにおきましても、消滅自治体という言葉という衝撃の言葉があったのですが、そういった中で、人口が減少する中であつてもですね、どうやって行政体を維持するか、といった観点を上手く表現と思ったんですが、専門というか、手法の事ばかり書いてしまっていますので、良く考えて整理させていただきたいと思います。

[事務局]

線引きと区域区分が、ごっちゃになっているみたいですね。言葉自体が。言葉自体がはっきりできていないのです。

[松本副委員長]

こういう、やっぱり、区域区分とか線引きとかという言葉を使わないとダメなのですか。

[事務局]

いやいや。

[松本副委員長]

いいですね。だったら、開発する区域と開発を抑制する区域とか、何か、そういうのを明確に分けてとか、そういう表現でも良いかもしれないですね。

2番目の事でいうと、確におっしゃるとおりで、全体そうなのです。非線引き都市においても居住を誘導し、という、これ、非線引きの都市にただ単に人を呼んで来るように読めちゃうんじゃないですか。違いますよね。非線引きの都市においても誘導すべき所に居住を誘導し、って事ですよね。そういうのが抜けているので、確におっしゃられるとおりで、一遍、表現を是非分かり易い様に、全体の項目間も結構難しくなるかもしれませんが、できるだけお願いします。あるいは、コメント、注釈を入れていただくとか、お願いしたいと思います。ありがとうございます。

逆に言うと、これでパブリックコメント出せ、という方が酷ですね、普通の方に。ただ、制度としてパブコメがあるのですが、でも機能していないというのは、ここに大きな問題があるんですよね。

[事務局]

正直、この要旨だけ見ていただいたら、パブコメはかなり厳しくって、これ（要旨）とこれ（本編）をセットにして、ここを見ていただいて、中で興味のあるところを読んでいただいて、意見をいただくという事になると思っています。

[松本副委員長]

成程。

[事務局]

中身全部見てから興味が湧くのか、手前の資料として大体これとこれ。

[松本副委員長]

そうですね。大体、当面として概要見て、そして、ページも振られているので、そのページの、ええ、どういう事なんだろうと見てという事ですよね。

[朝日委員]

簡単な用語説明というのは、なにか用意される。

[事務局]

用語説明ですか、分かりました。

[松本副委員長]

用語、書いてあるのですよね。用語集ってあるところですよね。

[朝日委員]

今、たぶん言われた非線引きで、色んな開発が勝手にされている訳です。でも、実際にはそういうエリア、開発されては困る所には、されないようにしないとイケないという所を、本当は気に掛けなければいけない所が、市町のそれぞれの考え方でそういうのは外そうという、今、人口増やしたいからそういう意向も多分あるとは思っているので、そこを少しでも県としての方針としては、そういう風にはならない、人口を集める競争にならない様な、そういう事を少し含めると良いのかな、という様な気はしますよね。こういう観点、特に。多分この観点がとても、そういうそれに近い話なのかな、という気がしました。

[松本副委員長]

逆に、この区域マスと圏域マスでしたっけ、ここが都市計画としてはすごく大事なんです、パブ

コメ貰う部分として、どれ位重要なんですかね。要はこれ、区域マスだから区域区分設定しますよ、と。それから、区域区分、現状人口フレームどおりこれからも設定していきます、この、人口区分に応じてというのは、場合によっては、逆線引きやりますよ、そういう意味ですかね。そんな事だと思っているのですが。それはまあ、区域マスの方で、今度は明確に書きます、というのがここに書いてある訳ですね。

[事務局]

そうです。

[松本副委員長]

そうですね。ここに入れる必要あるのですかね。

[事務局]

そうですね。基本方針として、ご意見いただきたいのは、やっぱり、この都市づくりの方向と、目指すべき都市構造の方であって、区域マスタープランの構成とかはですね、それはまた、圏域マスタープラン作ってパブコメをするのか、そういう手順がまたありますので、言われる様に、あまり3番の所で今の時点で意見を伺っても、というのは若干ありますので、要約版にここが本当に要るかって、もう少し考えさせていただけたらな、と思います。

[松本副委員長]

そうですね。前、上の二行位でいいかもしれないですね。この方針に従って設定するんだよと。圏域マスと区域マス作るんだよ、という様な。かもしれないですね。

[事務局]

ありがとうございます。

[松本副委員長]

その他、如何でしょうか。後は、また、パブコメにかかりますので、その後も、その時に県民の方々からの意見をいただき、場合によってはまだ追加的な意見があれば、その後反映させて貰えるという事で、よろしいですかね。はい、お願いします。

[柳川委員]

資料1の、前回に、村山委員長から質問の、現在に見合った適正サイズ、ダウンサイズの視点というものに関する本編の表記として、いたずらに拡大せず、既存市街地の範囲内とする事を原則、という風に一応そういう風になっておりますけれども、これだと拡大はしないというだけで、ダウンサイジングの視点というのが、入っていない様に感じるのですけれども。

市町によっては、恐らく災害、津波の浸水エリアで土地利用検討区域の所なんかは、基本的にはダウンサイジング方法という風なのはイメージできますけれども、そうではない部分の集約型というか、そういう都市構造を目指すに当たっての考え方というか、ダウンサイジングの必要性があるエリアの考え方みたいなものは、どういう風に考えていくんでしょうか。こういう基本方針の中には、考え方として載せる必要性があるのでしょうか、無いのでしょうか。それはまた、今後考えて、圏域マスタープランか区域マスタープランか、市町の方に委ねるという形を取る方向性なんでしょうか、教えてください。

[事務局]

はい。ダウンサイジングしてという、今ここでは、今、資料を見ただけでは書かれていないので、具体的にはダウンサイジングの視点となるとですね、立地適正化計画の中で誘導すべきエリアと、少

し密度を上げていくエリアというのを、立地適正化計画の中で設定していく事になるかと思しますので、その際に、要は誘導しないエリアというのは、災害リスクの高いエリアであつたりですね、そういう所が出てきますので、そういう部分は、基本方針の中でもう少し、書いてあつたのかも分かりませんが、書いていくようにしていきたいと思つます。

この資料だけ見ていただいた中では、現状維持くらいの事しか書いてないので、ダウンサイジングは立適を使って適正な市街地規模、居住を集約する場所を決めていくという、そういう事になるかと思つますので、そういう所を書き加えていくようにしたいと思つます。

[松本副委員長]

はい、書いてください。結局、どこの自治体がどうやって書くのか分からないですけど、集約した後どうするの、と書いてないのですよね。そこって、維持管理しなくなるのですよね。

それはダウンサイジングですね、実は。今ここに書いてある集約するって書いてあるんですけど、集約した後、橋かかっていたり、道路あつたり下水あつたりするんですけど、それどうすんのっての、どこの自治体も書かないと思う。あるいは、その土地利用ってどうします。自然に戻していくのですか、どうするのですか。

[事務局]

まだ具体的に。

[松本副委員長]

どうするのですかね。

[事務局]

まだ、お役所的には、適正な管理をしますと、教科書的にはそういう書き方を極力しますけど。

[松本副委員長]

そうなのですか。

[事務局]

具体的にどうしていくとなってくると、例えば何ですかね、海岸線でしかできない様な、企業立地とかは認めるとかですね、そんな話になるのかも分かりません。もっと良く考える必要が有るかも分かりませんが、

[松本副委員長]

例えば、ダム湖に沈む村なんかの、廃村なんかを見ていますと、上屋はきれいに無くしちゃって、道路はそのまんまですよ。そのまんまにしておいて、そのまま沈んでいくな、そんな感じになるんですけど。そこまではあれですけど、本当は何か考えないといけないですよ。ごめんなさい、ちょっと余談です。

その他、如何でしょうか。余談ついでに言うと、この間学会が長崎であつたんで、軍艦島に行ってきたんですよ。あそこはいわゆる、ある日突然炭鉱閉鎖で、その時皆がそのまんま引き揚げたので、ある意味、インフラはそのまんま残った、まんま、廃棄というか閉じちゃっているんですよ。ですから建物はどんどん朽ち果てて行って、堤防なんか崩れたまんま、だんだん波で崩れていくんですけど、勿論、観光できる場所は整備されているんですけど。

ああいう状態が、人が住んでいる側に有る、というのは、決して良い環境じゃ無いですよ。たまたま軍艦島は島で、基本的には誰も入れない所だからいいんですけど、撤退縮小して来ると、人が集まっている周りにそういうのができちゃう訳ですよ。それってある意味、どうかと思うので。そう

いう意味では、何とか整備していく方法を、今後考えないといけないんでしょうね。もうちょっと先がある話ですが、すいません。

その他、如何でしょうか。大体よろしいですかね、はい。

[朝日委員]

37 ページの、地域特性に合った必要レベルの設定についてなんですけれど、漠然としてはこういう風になったな、というのは分かるのですけれど、これが今回のこちらの取られているそれぞれに対して、こういう形、いまいち分かりづらくて、これって、もし並べるならば、その適正箇所にこういうのが配置されていた方がむしろ、読んであれっというのは、これはこういうバランスを持っているんだ、という様な風にも見れて、それで最後の所にこれが有ると、ああ、こんな風なイメージで、他と違いがあるんだな、というのが分かると思うので。これ自体は何か目で見える、ビジュアルとして見えているのは、とても良い事だと思うので、記入される場所とかを少し分かり易くされた方が良いかな、という。

[松本副委員長]

よろしいですか、如何ですか。

[事務局]

そうですね。皆さんも分かるように、僕らもどうやって見せたら県民の人達が分かっていたか、というアイデアを、色々工夫をして考えたんですが、これも分かり難いというご指摘もいただいたんですが。

国の方がですね、全国にコンパクトシティを結成するにあたって、病院まで歩いていける距離に居住人口どれ位ですか、とかいう様な事を、全てレーダーチャートと呼んでいますけど、併用順に対して、きちんと、あの市町は、ここが低いよとか高いよという評価方法を、一旦提案されたものだから、それを少しベースにですね、災害リスクちゃんと防災施設やっていますよとか、災害の訓練が年に何回やられていますとか、上手く表現できるものの具体の数値が幾つかあって、そういうものを図に表せたらと思ったのですが、なかなかそこまで説明しないとダメだという事、今先生おっしゃられるとおりで、その箇所その箇所で、これを1点と数えて、例えば10点揃ったら1番上までいくし、ダメなら3点4点という、やっぱりそれがないと説明もできないという事が分かりましたので。もう少しですね、皆さまが見て分かる表現と、それから、まずはそういった具体の所ではなくて、県民の皆さんが目指すべき姿を、如何に都市計画に実現するのかという、その構造を見せられる様に考えたいと思います。時間無いですが、ちょっと考えさせてください。

[朝日委員]

全体として、これらがこう小さくなった、災害対策があった、それぞれがあって、トータルするとバランスが取れている、最終的にそんなイメージなんだと思うのですね。国が、地域地域によってとか、エリアによって大分違っているんで、そこの部分だとは思いますが。それが最終的なバランス、一番の外側の軸になる形で全体が成るという、そういうバランス。

[事務局]

やっぱりイメージが。

[柳川委員]

ええ、という事だと思います。そこが見えたらと思います。大変だと思いますが。

[松本副委員長]

はい、工夫してやってください。その他如何ですか。

今から、あんまり追加的な事を言っちゃいけないとは思いつつも、一応意見という事で、別に反映してもらわなくていいのですが、最近の話題で言うと、高齢者のアクセルの踏み間違いの事故が結構増えてきていて、多分想定されますに、団塊の世代の方々がもうすぐ高齢化した段階で、そういう事故ってかなり増えていく事が想定されて、その中で、交通事故というのが触れられてないですよ。総数としては減ってきていますんで、多分触れなくても良いかな、って事だったんですが、ただし、県民の方々の個人的な感覚としては大丈夫かな、心配だなというのがあって、そこに対して全く言及していないというのはちょっとどうかな、というのがあれですね。

それから、そろそろ後5年後位ですね、生産緑地の見直しでしたっけ、時期が来るんですが、それに対して、県としての方針みたいなもの、都市内緑地の活用みたいなもの、最近出て来ている訳なんですけど、そこがあった方が、自治体としてもやり易いのかなという気がしたんですが、ここじゃなくても、他の所で書くなら書くでいいかもしれませんけど。

それはどういう意味かという、生産緑地云々というより、そもそも都市内にある緑地というのをどういう風に活用していくのか。あるいは、コンパクト化に従って、そういう所をどんどんどんどん宅地化していくのか、そういうのも一つあっても良いのかな、という気がします。

それと、先程に関連するのですが、まだまだ三重県、道路が必要な所があるだろうなと思っていて、その一つが産業誘致という切り口なのですが、一方で、三重県は観光というのがあって、観光で集中する道路をなんとかしないといけない、みたいな事があるのですが、そうすると、まだこんなに渋滞しているよ、みたいなものは無くても良いのかなという気がして、当たり前だから良いのかもかもしれませんけれども、そういうのがちょっと気になったというところです。

これパブコメで、多分県民の方々からくるのじゃないかなと思うんですけど。それを受けて、何か必要であれば修正していただきたいと思いますが。

その他、大体よろしいですかね。という事で、まだお気付きの点もあるかと思いますが、最終案に向けては、まだまだご意見いただける場はありますよね。あるかと思うので、かなり完成度の高いものができてきておりますので、それに向けて、今一度また見ていただいて、お気付きの点があったら、そんな機会にですね、またご意見いただければという風に思っております。

以上で、(2) ですかね、議事の2の方、終わりとさせていただきます、事務局にあたりましては、意見、反映できるもの反映できないもの、色々あるかとは思いますが、ご検討いただいて。後、重要なのは県民の方々に分かり易い、という事かなと。今色々いただいた中で重要な事だと思います。その工夫は是非お願いしたいと思っております。

では最後、3番、連絡事項を事務局からお願いします。

[事務局]

連絡事項についてご案内させていただきます。

本日、ご議論いただいた内容につきましては、整理させていただいたうえで、12月26日、第182回の都市計画審議会、小委員会からの報告という形式を取らせていただこうと思っております。報告に当たりましては、本日のご指摘をいただいた点などをまとめたうえで、最終的にパブリックコメントを、1月から2月に開催したいと思っております、そういった案になるように精査したうえで、ご案内させていただこうと思っております。

スケジュール資料5の所で、最終のですね2月には最終案を策定するという事で、パブリックコメ

ントでいただいた意見等を反映しつつ、修正箇所をご審議いただき、市町等の意見、最終的に聞きながら、3月の都市計画審議会へ小委員会から提出、答申をいただけるような事で考えておりますので、よろしくお願いします。なお、本日の内容につきまして、小委員会からの報告という形式を取るんですが、内容について、委員長である村山先生からご案内いただき、全体の説明については手短にはしますが、事務局側から補足説明という形でやらせていただこうかと、今は考えておりますのでよろしくお願いいたします。

[松本副委員長]

ありがとうございます。何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、予定の議題、これですべて終わりますが、全体を通じて次回は2月になるのですかね。この小委員会2月にございますが、何かございましたら。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。途中で村山委員長に替わりまして、進行を務めさせていただきましたが、皆さま方のご協力、ありがとうございました。感謝をいたします。進行を事務局にお返しいたします。

[事務局]

松本副委員長には、議事の進行についてどうもありがとうございました。また、委員の皆さまには、本日、長時間ご熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

これもちまして、第3回「都市計画基本方針検討」小委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(終わり)